

農林水産省新ガイドラインによる表示		
特別栽培米		
節 減 対 象 農 薬 : 当地比5割減 化学肥料(窒素成分) : 当地比5割減		
栽培責任者 JAみやぎ登米 営農部 米穀課		
住 所 宮城県登米市迫町佐沼字中江三丁目9番地の1		
連 絡 先 0220-23-1601		
確認責任者 JAみやぎ登米 営農部 米穀検査課		
住 所 宮城県登米市中田町上沼字新田68番地の1		
連 絡 先 0220-34-7681		
精米確認者 タカラ米穀株式会社 営業部		
住 所 宮城県富谷市成田9-3-2		
連 絡 先 022-351-6731		

節減対象農薬の使用状況		
使用資材名	用途	使用回数
ヒドロキシイソキサゾール	殺菌	1回
ピロキロン	殺菌	1回
ピラクロニル	除草	1回
プロピリスルフロン	除草	1回
ブロモブチド	除草	1回
チアメトキサム	殺虫	1回
エチプロール	殺虫	1回